

令和6年3月12日(火)
肝炎対策推進協議会

肝炎対策事業実施状況について



コバトン さいたまっち

体系

- 国

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（令和4年3月7日一部改正）

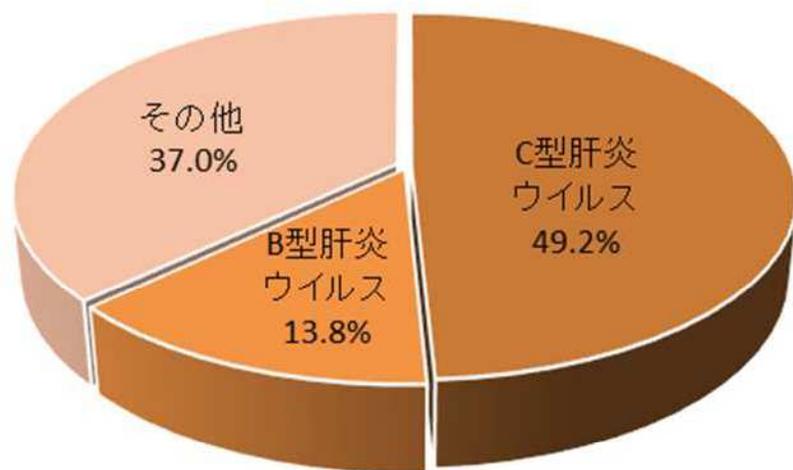
- 県

埼玉県肝炎対策推進指針

埼玉県地域保健医療計画（第8次）

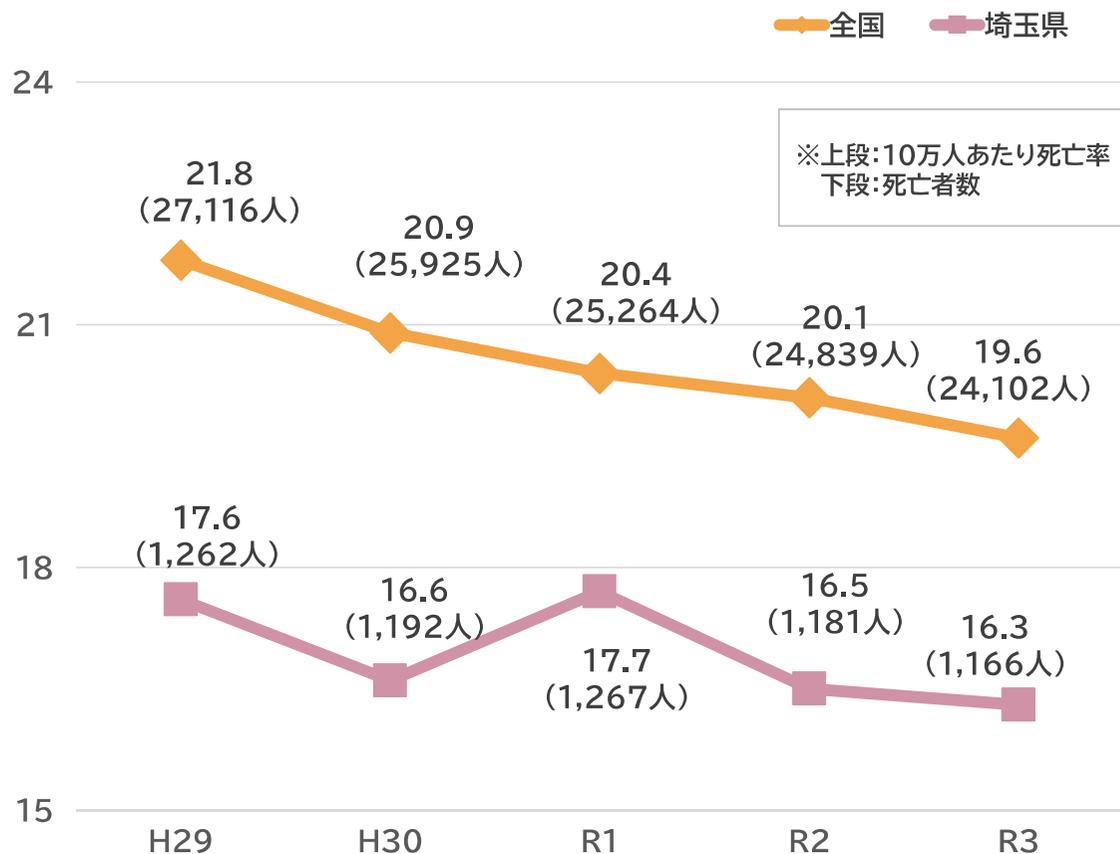
肝炎をめぐる現状

肝がんの原因の約6割が
B型・C型肝炎ウイルス



出典: 第22回全国原発性
肝癌追跡調査報告

肝がん死亡率の推移



人口動態調査(厚生労働省)を元に作成

拠点病院

●肝疾患診療連携拠点病院

○平成19年度 厚生労働省は各都道府県に対し、「肝疾患診療連携拠点病院」を1施設認定し、「かかりつけ医」と「肝臓病専門医」の病診連携をサポートすることを決定。

○平成20年3月1日 埼玉医科大学病院を「埼玉県肝疾患診療連携拠点病院」として認定。

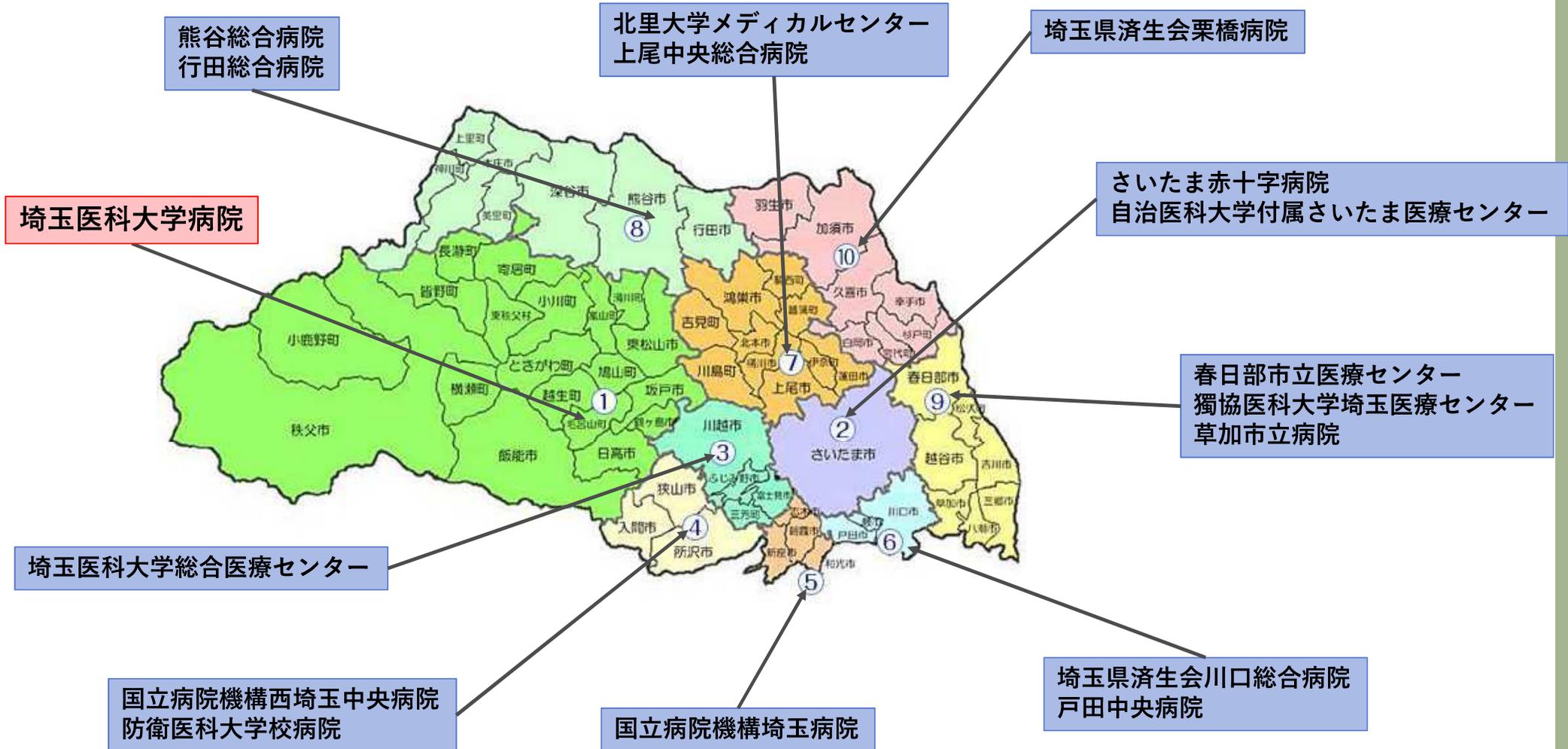
○主な事業

1. 肝疾患診療に係る一般的な医療情報の提供
2. 県内の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介
3. 医療従事者を対象とした研修会、地域住民を対象とした講習会の開催
4. 肝疾患に関する相談支援に関する業務：肝臓病相談センター
5. 肝疾患に関する専門医療機関と協議の場の設定：肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会

●地区拠点病院

○医療法上での医療圏と別に、肝臓病専門医の分布と道路網、鉄道路線との関連での肝疾患患者の移動形式を考慮し、全体を10地域に区分して各々に設置したもの。
現在、16の医療機関を地区拠点病院として位置づけている。

肝疾患診療連携拠点病院及び病院ネットワーク



拠点病院

- 肝臓病相談センター

平成21年4月 肝疾患の患者・家族及び肝炎診療従事者に対する相談支援のため、肝疾患診療連携拠点病院（埼玉医科大学病院）の協力のもと「埼玉県肝臓病相談センター」を設置。

肝疾患の患者、無症候性キャリア及び家族等の不安軽減と患者自身による最適な肝炎診療の選択、感染予防の推進を図る。

肝炎診療従事者への相談等に対応することにより、診療支援及び診療連携体制を確保する。

- 研修会

医療従事者向け	R5.10.8	肝炎医療研修会
	R5.10.8	肝炎医療コーディネーター研修会（養成・フォローアップ）
	R5.11.14	肝炎地域コーディネーター養成研修会
一般県民向け	R5.7.16	秩父地域 ハイブリッド開催
	R5.10.29	さいたま市 ハイブリッド開催

拠点病院

● 病院検索

○ HP に掲載



検索機能

医師機関名

地域

さいたま市西区	さいたま市北区	さいたま市大宮区	さいたま市見沼区	さいたま市中央区
さいたま市東区	さいたま市浦和区	さいたま市南区	さいたま市緑区	さいたま市岩槻区
川崎市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	羽根市	本庄市	東松山市
春日部市	狭山市	草加市	鴻巣市	深谷市
上尾市	蓮沼市	越谷市	蕨市	戸田市
入間市	新倉市	志木市	飯光市	新藤市
桶川市	久喜市	北本市	八潮市	雲土屋市
三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	熊ヶ島市
日吉市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	北足立郡
入間郡	比企郡	秩父郡	児玉郡	大里郡
南埼玉郡	北葛飾郡			

診療・検査

上部消化器内視鏡検査	造影超音波検査	造影CT検査
造影MRI検査 (EOB - SPIG)	エラストグラフィ	DAAのみのはり口治療
インターフェロン単剤療法	肝切除	ラジオ波・マイクロ波熱凝固療法

専門医などの在籍

専門医在籍	認定医在籍	コーディネーター在籍
-------	-------	------------

セカンドオピニオン

対応可	対応不可
-----	------

並び順

検索結果：168件

社会医療法人 さいたま市民医療センター 所在地 さいたま市西区倉庫299-1 診療科 内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科	医療法人三善会 指扇病院 所在地 さいたま市西区倉庫1295-1 診療科 内科、消化器内科、循環器内科、外科、皮膚科、整形外科、泌尿器科	おまた内科医院 所在地 さいたま市北区栄町1-435 4Fのみのり区民ホール 診療科 内科、消化器内科
---	---	--

肝炎コーディネーター

● 埼玉県肝炎医療コーディネーター

役割

肝炎治療の重要性や検査結果の見方などについて説明を行ったり、患者及び家族からの日常生活上の注意事項などについて相談に応じる。

対象者、活動場所

埼玉県の肝疾患診療に関する地区拠点病院や一次医療機関、薬局等に勤務する職員で、埼玉県肝炎医療コーディネーター養成講習を受講した者

● 埼玉県肝炎地域コーディネーター

役割

肝炎ウイルス検査の啓発、行政機関が実施する助成制度の案内等

対象者、活動場所

「民間企業等で労働者の健康管理を行う職員」「県や市町村の肝炎事業に関わる職員」「患者会会員」等で、埼玉県肝炎地域コーディネーター養成講習を受講した者

県が行っている肝炎検査、治療に係る施策

埼玉県で実施している事業

肝炎ウイルス検査 ➡ 初回精密検査費用助成 ➡ 治療医療費助成 ➡ 定期検査費用助成

陽性者フォローアップ

まずは検査！

陽性だったら

治療が必要なら

治療が終わったら

肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス
検査



初回精密検査
費用助成



治療医療費
助成



定期検査
費用助成

● 県が実施している肝炎ウイルス検査

※政令市・中核市は各市で実施

	保健所検査	委託医療機関検査
対象	感染の心配がある方(匿名)	1.~3. 全てに当てはまる方 1.さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く、県内の市町村に在住の方 2.市町村が行う肝炎ウイルス検診や職場での健康診断等において肝炎ウイルス検査を受ける機会のない方 3.(1)~(3)のいずれかに該当する方 (1)昭和63年(1988年)1月27日以前に生まれた方 (2)以下の感染リスク等がある方 ・平成4年(1992年)以前に輸血を受けたことがある。 ・平成6年(1994年)以前に非加熱凝固因子製剤やフィブリノゲン製剤を使用された可能性がある。 ・長期にわたり血液透析を受けている。 ・大きな手術を受けたことがある。 ・臓器移植を受けたことがある。 ・過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されたことがある。 ・感染したことについての不安がある。 (3)医師が必要と認めた場合
費用	無料	無料
実施	・県内各保健所 ・月1~2回(予約制)	・県内約1600の医療機関 ・通年(医療機関による)

初回精密検査費用助成

肝炎ウイルス
検査



初回精密検査
費用助成



治療医療費
助成



定期検査
費用助成

●目的

精密検査の費用を助成することで、

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方が医療機関を受診しやすくする。

●概要

下記の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、

初めて医療機関で精密検査を受けた際の検査費の自己負担分を助成する。

✓ 県や市町村が実施する
肝炎ウイルス検査

✓ 職域が実施する
肝炎ウイルス検査

✓ 医療機関の手術前検査

肝炎治療医療費助成



●対象医療

B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法

B型ウイルス性肝炎	C型ウイルス性肝炎
インターフェロン治療	インターフェロン治療
核酸アナログ製剤治療	インターフェロンフリー治療

●助成の内容

対象の医療に係る保険診療の患者負担額から一部自己負担を除いた額

患者自己負担額	助成額	保険者負担
保険診療自己負担額		※高額療養費の支給がある場合は、自己負担額から差し引いて助成

肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業



●助成開始の条件

- ①医療機関(どこでも良い)・保険薬局において
- ②対象医療により
- ③高額療養費が支給される月が
- ④2回以上(連続していなくても可)

- ①指定医療機関・保険薬局において
- ②対象医療により
- ③高額療養費が支給される月が
- ④3回目以降



●助成の内容

対象医療に要する保険診療の患者負担額のうち、高額療養費算定基準に達した場合、1月につき患者負担は1万円までとし、それ以外の額を助成する。 ※高額療養費該当月でない場合、医療費助成の対象外となる

肝炎定期検査費用助成

肝炎ウイルス
検査



初回精密検査
費用助成



治療医療費
助成



定期検査
費用助成

●助成の内容

対象の検査に係る保険診療の患者負担額から一部自己負担を除いた額

●自己負担額

	住民税非課税世帯	市町村民税(所得割)年額 235,000未満の世帯
慢性肝炎	0円	2,000円
肝硬変・肝がん	0円	3,000円

(例)

- ・医療機関窓口支払額 5,000円
- ・助成対象額 4,000円

◆助成額

- ・非課税世帯の方の場合:4,000円
- ・課税世帯・慢性肝炎の場合:2,000円
- ・課税世帯・肝がんの場合:1,000円

健康増進事業における陽性者フォローアップ

●実績

	陽性者数	同意者数	医療機関 受診済数	同意率 (同意者数/陽性者数)	医療機関受診率 (受診者数/陽性者数)
R2	196	167	76	85.2%	38.8%
R3	237	209	79	88.2%	33.3%
R4	229	159	66	69.4%	28.8%

※R4:これから同意取得・フォローアップ実施の人がいるため、同意率・医療機関受診率が低くなっている

●実施方法

郵送(47)、電話(43)、面接(8)

- ・郵送で返信がない場合に電話で実施
- ・日本語でのやり取りが難しい場合に面接で実施

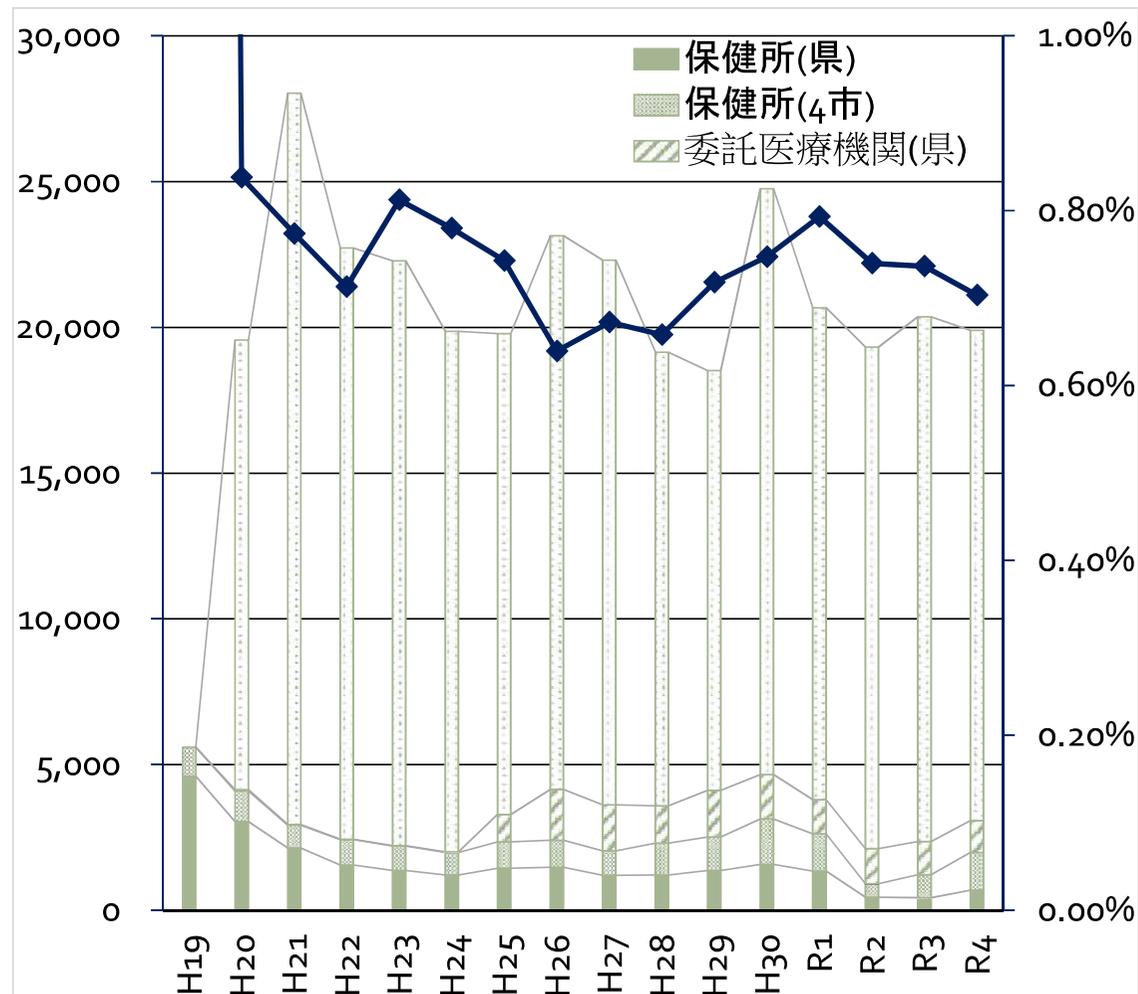
肝炎対策実施状況

- 1 肝炎ウイルス検査
- 2 職域との連携
- 3 重症化予防事業
- 4 肝炎治療特別促進事業
- 5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- 6 肝炎医療研修会
- 7 普及啓発
- 8 肝臓病相談センターの運営状況

1 肝炎ウイルス検査 特定感染症検査等事業 (B型)

※越谷市は平成27年度、
川口市は平成30年度から

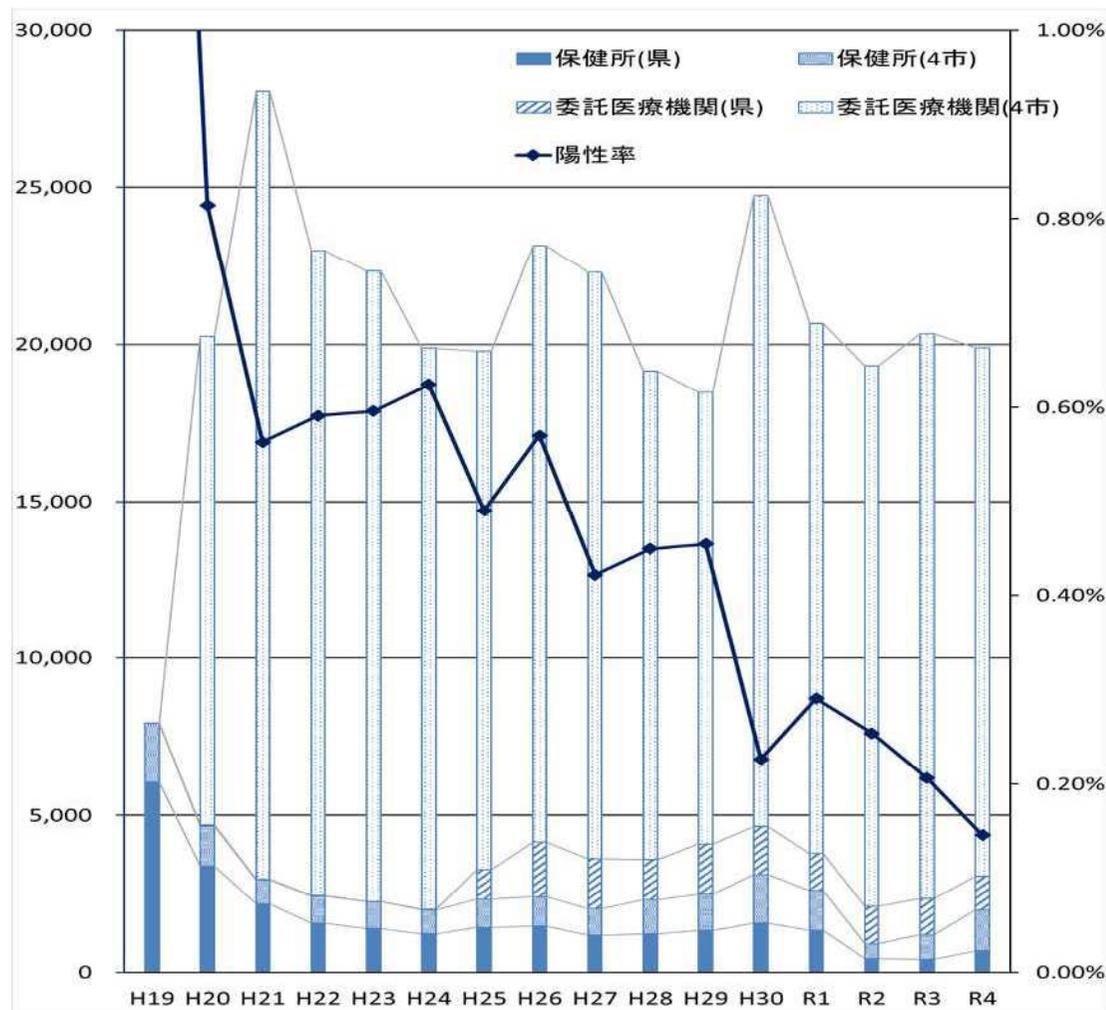
B型肝炎ウイルス	保健所検査		委託医療機関での検査		受検者合計 (B型)	陽性者合計 (B型)	感染者率 (B型)
	県	さいたま市 川越市 川口市 越谷市	県委託	さいたま市 川越市 川口市 越谷市			
H19	4,606	992	—	—	5,598	486	8.68%
H20	3,046	1,048	42	15,433	19,569	164	0.84%
H21	2,134	794	16	25,094	28,038	217	0.77%
H22	1,557	870	12	20,284	22,723	162	0.71%
H23	1,367	839	7	20,068	22,281	181	0.81%
H24	1,217	768	17	17,867	19,869	155	0.78%
H25	1,446	904	936	16,502	19,788	147	0.74%
H26	1,473	926	1,749	18,995	23,143	148	0.64%
H27	1,196	845	1,581	18,683	22,305	150	0.67%
H28	1,211	1,098	1,280	15,555	19,144	126	0.66%
H29	1,365	1,148	1,606	14,401	18,520	133	0.72%
H30	1,571	1,558	1,527	20,096	24,752	185	0.75%
R1	1,343	1,280	1,176	16,877	20,676	164	0.79%
R2	446	467	1,200	17,214	19,327	143	0.74%
R3	430	793	1,140	18,001	20,364	150	0.74%
R4	696	1,290	1,087	16,828	19,901	140	0.70%
合計	25,104	15,620	13,376	271,898	325,998	2,851	0.87%



1 肝炎ウイルス検査 特定感染症検査等事業 (C型)

※越谷市は平成27年度、川口市は平成30年度から

C型肝炎ウイルス	保健所検査		委託医療機関での検査		受検者合計 (C型)	陽性者合計 (C型)	感染者率 (C型)
	県	さいたま市 川越市 川口市 越谷市	県委託	さいたま市 川越市 川口市 越谷市			
H19	6,060	1,883	—	—	7,943	159	2.00%
H20	3,379	1,278	49	15,553	20,259	165	0.81%
H21	2,170	780	18	25,089	28,057	158	0.56%
H22	1,567	861	12	20,562	23,002	136	0.59%
H23	1,400	844	7	20,066	22,317	133	0.60%
H24	1,216	765	17	17,874	19,872	124	0.62%
H25	1,438	897	936	16,503	19,774	97	0.49%
H26	1,475	926	1,749	18,993	23,143	132	0.57%
H27	1,185	842	1,581	18,683	22,291	94	0.42%
H28	1,212	1,096	1,280	15,556	19,144	86	0.45%
H29	1,338	1,141	1,606	14,401	18,486	84	0.45%
H30	1,560	1,549	1,527	20,097	24,733	56	0.23%
R1	1,339	1,264	1,176	16,876	20,655	60	0.29%
R2	445	464	1,200	17,205	19,314	49	0.25%
R3	418	786	1,140	17,997	20,341	42	0.21%
R4	689	1,288	1,087	16,825	19,889	29	0.15%
合計	26,891	16,664	13,385	272,280	329,220	1,604	0.49%

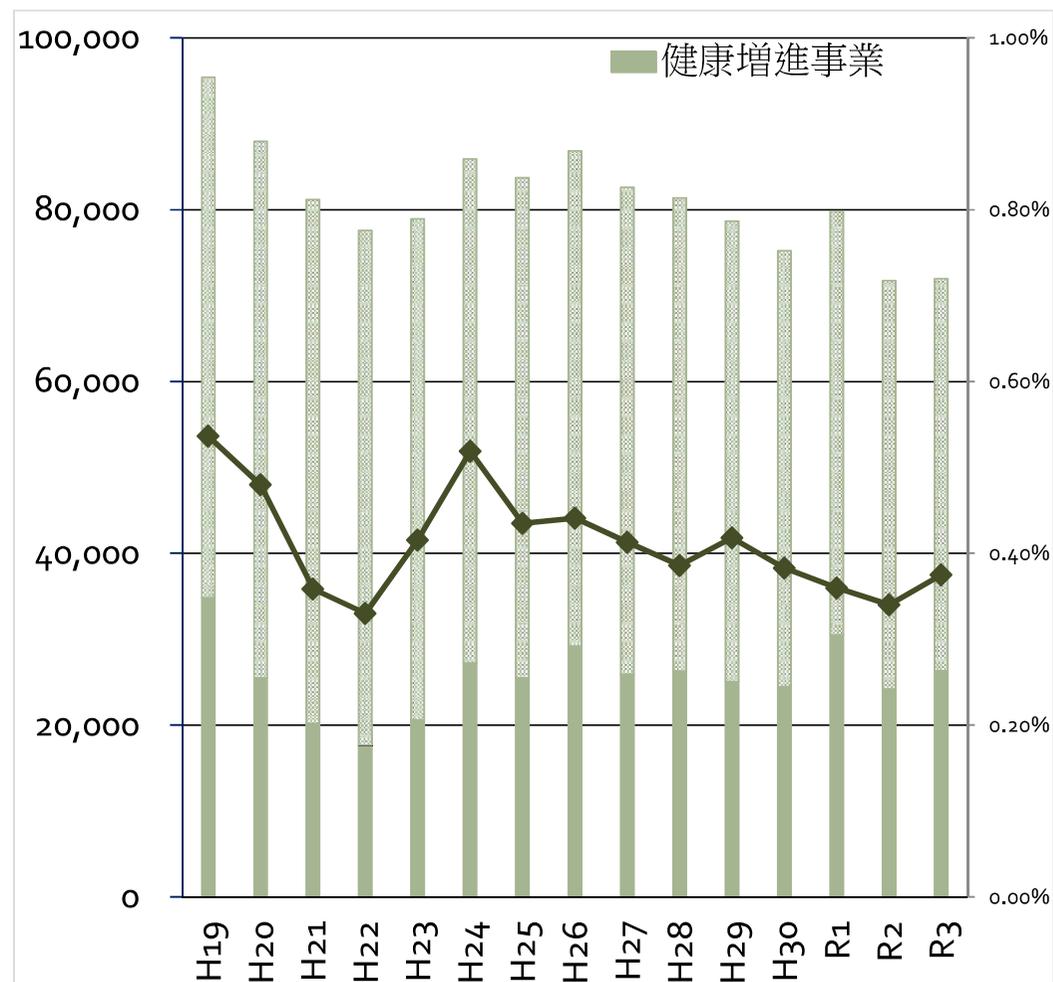


1 肝炎ウイルス検査 健康増進事業・妊婦健診（B型）

※越谷市は平成27年度、
川口市は平成30年度から

単位：人

B型肝炎	健康増進事業	妊婦健康診査	受検者合計	陽性者合計	感染者率
H19	34,828	60,602	95,430	512	0.54%
H20	25,521	62,455	87,976	422	0.48%
H21	20,187	61,016	81,203	291	0.36%
H22	17,662	59,939	77,601	256	0.33%
H23	20,601	58,364	78,965	328	0.42%
H24	27,234	58,690	85,924	446	0.52%
H25	25,510	58,234	83,744	364	0.43%
H26	29,210	57,649	86,859	383	0.44%
H27	25,908	56,698	82,606	341	0.41%
H28	26,274	55,125	81,399	314	0.39%
H29	25,071	53,629	78,700	329	0.42%
H30	24,467	50,786	75,253	288	0.38%
R1	30,475	49,359	79,834	287	0.36%
R2	24,181	47,566	71,747	244	0.34%
R3	26,337	45,656	71,993	270	0.38%
合計	383,466	835,768	1,219,234	5,075	0.42%

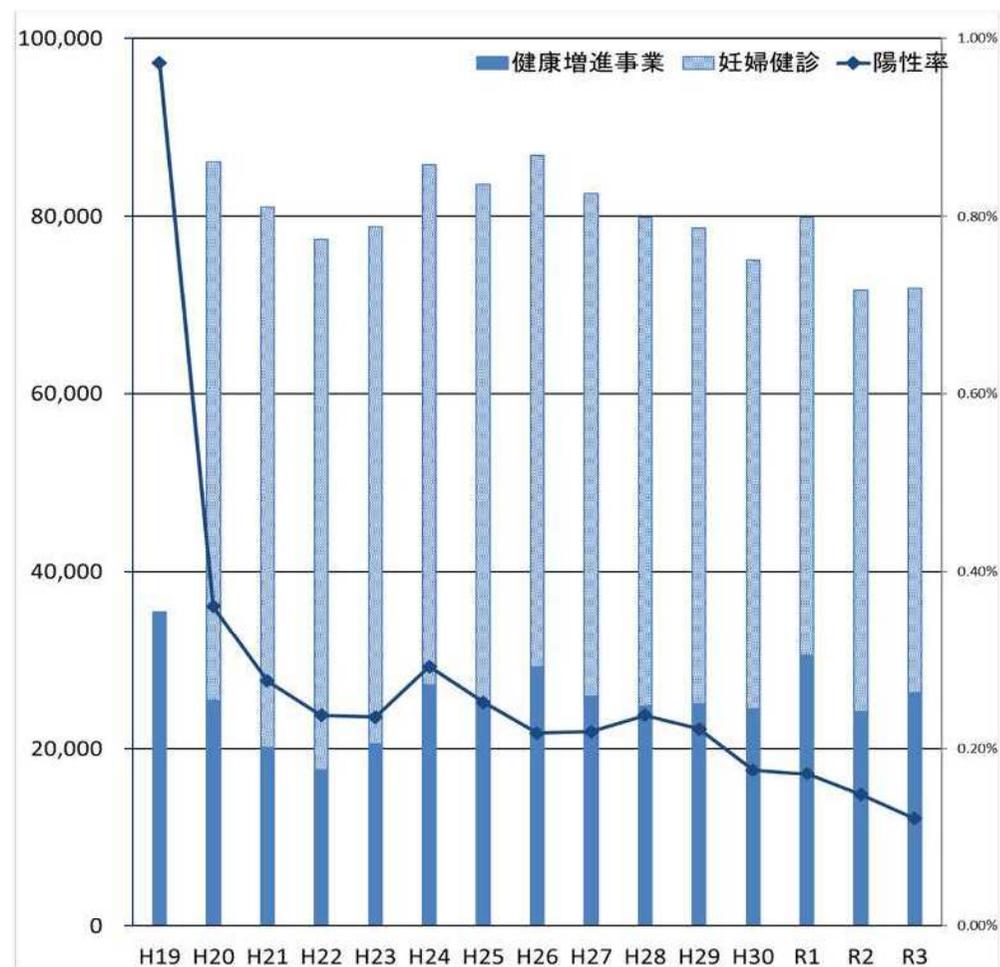


1 肝炎ウイルス検査 健康増進事業・妊婦健診（C型）

※越谷市は平成27年度、
川口市は平成30年度から

単位：人

C型肝炎	健康増進事業	妊婦健康診査	受検者合計	陽性者合計	感染者率
H19	35,469	-	35,469	345	0.97%
H20	25,449	60,685	86,134	311	0.36%
H21	20,137	60,896	81,033	224	0.28%
H22	17,611	59,816	77,427	184	0.24%
H23	20,540	58,295	78,835	186	0.24%
H24	27,156	58,651	85,807	251	0.29%
H25	25,444	58,141	83,585	211	0.25%
H26	29,209	57,619	86,828	189	0.22%
H27	25,910	56,686	82,596	181	0.22%
H28	24,783	55,110	79,893	190	0.24%
H29	25,068	53,628	78,696	175	0.22%
H30	24,468	50,680	75,148	132	0.18%
R1	30,475	49,372	79,847	137	0.17%
R2	24,202	47,571	71,773	106	0.15%
R3	26,354	45,638	71,992	87	0.12%
合計	382,275	772,788	1,155,063	2,909	0.25%



2 職域との連携

(1) 目的

保険者の協力を得て、事業所とその従業員に対し、肝炎に係る正しい知識を普及啓発し、職場健診における肝炎ウイルス検査の受検を促すことで、県民の肝炎ウイルス検査の受検率を高める。

(2) 連携内容

○肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨【通年】

- ・3か月に1度程度、肝炎ウイルス検査陽性者のレセプトを確認し、検査後に受診をしていない者に受診勧奨を実施。

※送付物

受診勧奨文書、受診勧奨チラシ、埼玉県の治療費助成制度の案内チラシ、各地区拠点病院の案内チラシ

○肝炎地域コーディネーター養成促進

- ・メールマガジンで養成講座案内を掲載

○受検勧奨啓発資材の作成・送付【3月予定】

- ・健診委託医療機関にチラシ配布
- ・協会けんぽの加入事業所向け案内リーフレットに肝炎ウイルス検査に関することを掲載。

事業主の皆様へ ～埼玉県からのお知らせ～

1. 埼玉県がん検診受診促進宣言事業所登録制度のご案内

埼玉県では、職場を支える従業員を守る事業所・事業主の皆様を応援しています！
「がん検診受診促進宣言」をし、職場におけるがん検診の受診促進と、治療と仕事の両立支援を進めましょう！
宣言内容

詳しくは [埼玉県 もっと知ろう！脳と心臓のこと](#) で検索

4. 肝炎ウイルス検査 退職までに必ず一度は受けましょう

肝炎ウイルスの感染により、
ウイルス性肝炎→肝硬変→肝がんに病態が進行するおそれがあります。
まずは、肝炎ウイルス検査(血液検査)を受けて、感染の有無を確認することが大切です。
事業主の皆様は、従業員の方への周知・検査受検への配慮をお願いいたします。

詳しくは [埼玉県 肝炎検査](#) で検索

3 重症化予防事業

(1) 事業概要 (平成27年度～)

○陽性者フォローアップ事業 本人の同意を得て、専門医療機関への受診勧奨を行うもの

○検査費用助成事業

- ・初回精密検査費用助成：検査で陽性となった方が最初に受診する精密検査の費用助成
- ・定期検査費用助成：肝炎ウイルスへの感染による慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者への定期検査費用の助成

(2) 事業実績

○陽性者フォローアップ事業

年 度	実施人数
～H29	1 3 4人
H30	1 7 5人
R 1	1 8 6人
R 2	1 5 6人
R 3	2 6 9人
R 4	2 1 1人

※埼玉医大委託分

○検査費用助成事業

年 度	初回精密検査		定期検査	
	件数 (件)	実績額 (円)	件数 (件)	実績額 (円)
H27	47	312,687	95	422,970
H28	57	476,300	290	1,162,030
H29	67	422,350	349	1,546,500
H30	59	402,760	493	2,129,650
R 1	57	374,200	499	2,281,800
R 2	51	350,450	494	2,296,743
R 3	63	448,190	470	2,167,441
R 4	56	337,983	501	2,151,378

4 肝炎治療特別促進事業

(1) 事業概要

C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療及びB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療について助成する制度

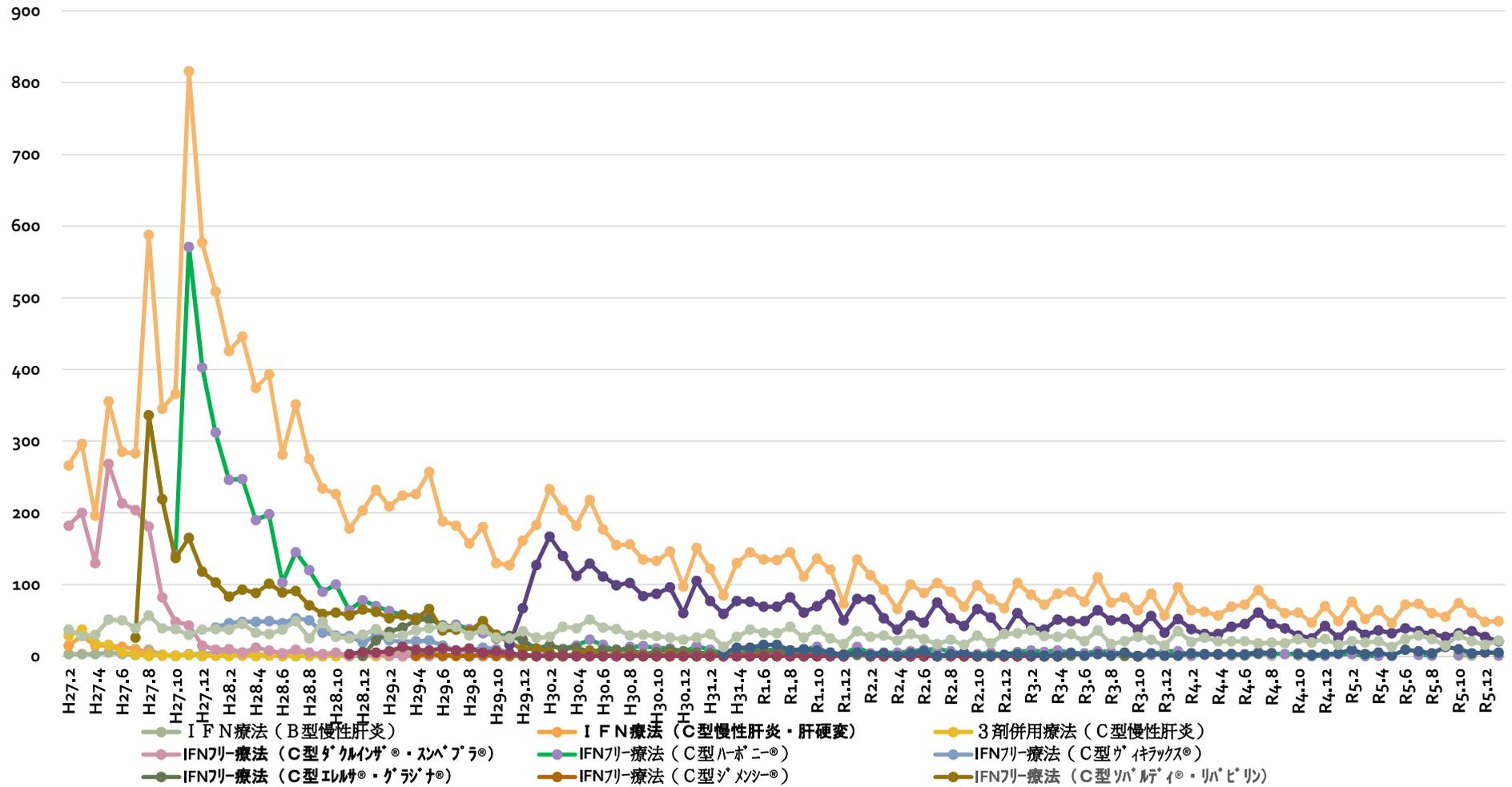
(2) 事業実績

肝炎治療受給者証交付状況
(令和4年度)

R4年度		
診断名	受給者数 (人)	受給者 割合
IFN療法(B型慢性肝炎)	9	0.9%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ1 ハーホニー®)	10	1.1%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ1 エレルサ®・グラジナ®)	0	0.0%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ1 マウイレット®)	189	19.9%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ1 エプクルーサ®)	5	0.5%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ2 ハーホニー®)	14	1.5%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ2 マウイレット®)	180	18.9%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ2 エプクルーサ®)	8	0.8%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ1 ハーホニー®)	4	0.4%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ1 エレルサ®・グラジナ®)	0	0.0%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ1 マウイレット®)	47	4.9%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ1 エプクルーサ®)	5	0.5%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ2 ハーホニー®)	3	0.3%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ2 マウイレット®)	36	3.8%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ2 エプクルーサ®)	1	0.1%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ1,セロ2以外 マウイレット®)	9	0.9%
IFNフリー療法(C型慢性肝炎 セロ1,セロ2以外 エプクルーサ®)	4	0.4%
IFNフリー療法(C型代償性肝硬変 セロ1,セロ2以外 マウイレット®)	1	0.1%
IFNフリー療法(C型非代償性肝硬変 セロ1エプクルーサ®)	12	1.3%
IFNフリー療法(C型非代償性肝硬変 セロ2エプクルーサ®)	7	0.7%
IFNフリー療法(C型非代償性肝硬変 セロ1、2以外エプクルーサ®)	1	0.1%
核酸アナログ製剤治療(B型肝炎)	242	25.5%
合計	787	100%

4 肝炎治療特別促進事業

平成27年2月～令和6年1月
肝炎治療受給者証交付状況（月別）



5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

(1) 趣 旨

○医療費助成

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の患者の医療費の負担の軽減
研究事業

肝がん・肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

(2) 利用状況

○参加者証新規交付件数

平成30年度	1件	
令和元年度	9件	
令和2年度	2件	
令和3年度	33件	※条件緩和
令和4年度	10件	
令和5年度	17件	（令和6年2月現在）

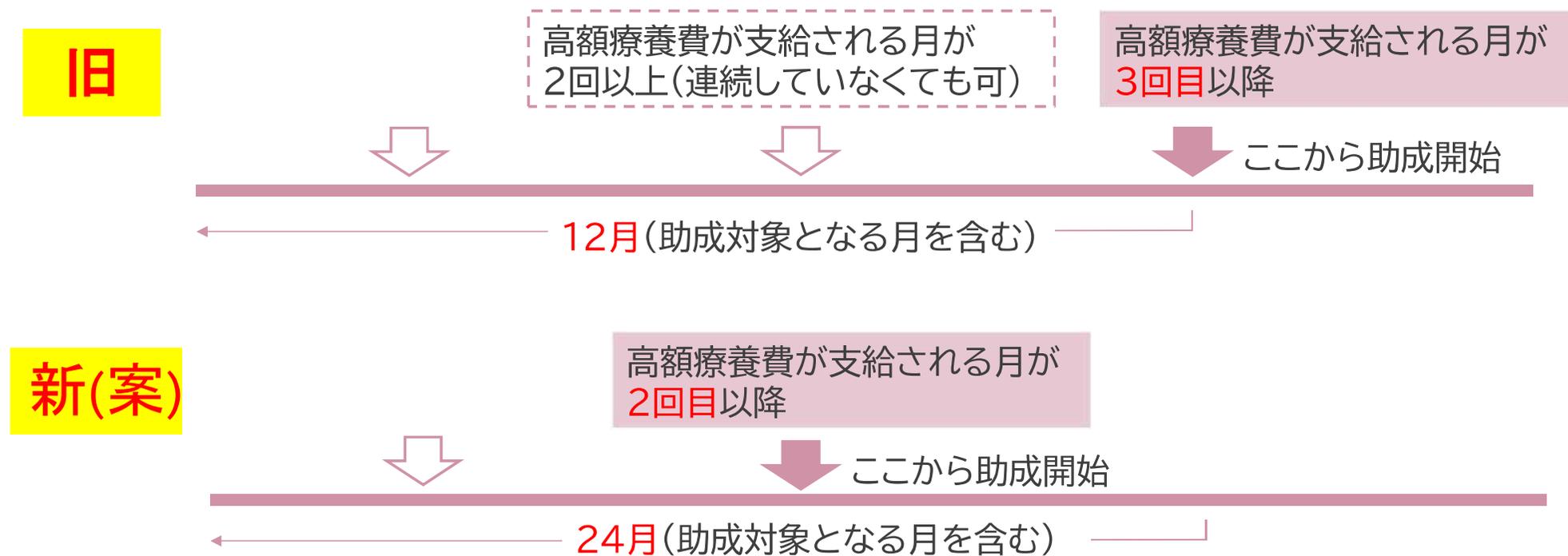
○指定医療機関

61機関（令和6年3月1日現在）

5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

(3) 制度改正

- 高額療養費限度額の月数の要件について、制度改正（予定）
- 令和6年2月16日厚生労働省による肝炎対策協議会にて審議



6 肝炎医療研修会

肝炎医療研修会

実施日 令和5年10月8日(日)
 受講者数 89人

肝炎医療コーディネーター研修会

実施日 令和5年10月8日(日)
 受講者数

- ・医療コーディネーター養成研修会 59人
- ・フォローアップ研修会 149人

肝炎地域コーディネーター養成研修会

実施日 令和5年11月4日(火)
 受講者数 50人

埼玉県肝炎医療研修会「肝疾患の病態と治療」

共催：埼玉県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会・埼玉県医師会

日時：令和5年10月8日(日)9:30~16:30

会場：埼玉県民健康センター 大ホール

【更新】研修5~参加の方は10:55頃までにご来場いただき、受付してください。

※途中退出された場合、受講証明書は発行できません。

プログラム

9:30	開会のあいさつ	持田 智
9:35	研修 1: 「肝炎ウイルスと肝疾患の病態」	菅原 通子
9:55	研修 2: 「肝炎ウイルスマーカーの読み方」	中山 伸朗
10:15	研修 3: 「肝機能検査値の読み方」	菅原 通子
10:35	研修 4: 「肝臓の画像診断」	菅原 通子
<休憩 10分>		
11:05	研修 5: 「B型肝炎の抗ウイルス療法」	内田 義人
11:25	研修 6: 「B型肝炎の再活性化とその対策」	中尾 将光
11:45	研修 7: 「C型肝炎の抗ウイルス療法」	内田 義人
12:05	研修 8: 「NAFLD、NASH」	富谷 智明
<昼食休憩・情報提供>		
13:00	研修 9: 「急性肝炎、急性肝不全」	中山 伸朗
13:20	研修 10: 「自己免疫性肝疾患」	富谷 智明
13:40	研修 11: 「門脈圧亢進症」	今井 幸紀
14:00	研修 12: 「慢性肝不全の治療:腹水、肝性脳症、栄養療法」	富谷 智明
<休憩 10分>		
14:30	研修 13: 「肝臓の診断と治療ガイドライン」	今井 幸紀
14:55	研修 14: 「肝臓のIVR治療と分子標的薬」	今井 幸紀
<休憩 10分>		
15:30	特別講演:「B型・C型肝炎の最新の話題、医療制度について」	埼玉医科大学 肝臓・消化器内科 教授 持田 智先生
16:30	閉会のあいさつ	持田 智

新規受講医師

更新医師

【問い合わせ先】

埼玉県肝臓病相談センター(埼玉医科大学病院内)

E-mail: kanzo@1972.saitama-med.ac.jp

7 普及啓発

○7月28日世界（日本）肝炎デーに合わせて実施

- ・ 彩の国だより令和5年7月号 記事掲載
- ・ ポスター、チラシ配布
（第一生命、各市町村、各医療機関）
- ・ ラジオ「朝情報★埼玉」

○イベントでの資料配布

- ・ 11月14日 県庁オープンデー

*その他、制度案内は例年通り作成



8 肝臓病相談センター運営状況(令和4年度)

(1) 相談件数
164件

(2) 相談対象別の相談件数(件)

本人	家族	医療機関	その他
124	25	8	8

※重複あり

(3) 相談内容(件)

肝疾患の 各種症状	診断・治療 内容	医療費・ 医療費助成	専門医の 紹介	感染の 心配	その他
59	33	20	49	59	93

※重複あり

埼玉県 地域保健医療計画（第8次）案 について① 令和6年1月26日医療審議会資料抜粋

策定スケジュール

地域保健医療計画推進協議会

- 以下について協議
- 第1回 施策体系 (6月)
 - 第2回 骨子及び指標 (8月)
 - 第3回 本文案 (10月)
 - 第4回 県民コメントの反映 (1月)

医療審議会

医療法第30条の4
第15項に基づく
諮問及び
これに対する答申

県議会

2月定例会に議案提出

第1部 基本的な事項

人口減少・超少子高齢化という歴史的な課題に対応し、
将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保する

▶ 基本理念

1 ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策

- ・医療機関・検査機関・宿泊施設等と平時から協定を締結
- ・感染症発生時に適切な対応ができる人材を育成
- ・保健所の体制確保、衛生研究所の検査体制の整備と機能強化

2 今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者の確保

- ・医学生向け奨学金制度等の活用
- ・認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援

3 安心と活気にあふれる高齢社会の実現に向けた健康づくりの推進

- ・県、市町村、企業、民間団体等の多様な主体による健康づくりの取組
- ・ロコモティブシンドロームやフレイル予防を通じた生活機能の維持・向上
- ・乳幼児期から高齢期を通じ、生涯を通じた歯・口腔の健康づくり

4 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築

- ・小児・AYA世代のがん患者に対する療養支援体制を構築
- ・女性、若者、中高年、失業者、年金受給者など誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、対策を強化
- ・在宅難病患者一時入院事業に取り組み、レスパイトや風水害等に備えた事前の避難的入院ができる環境を整備

▶ 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間
（3年後に中間見直し）

▶ 医療圏

現行計画と同様「埼玉県5か年計画」の10の地域区分を2次保健医療圏に設定

▶ 基準病床数 ➡ 別紙のとおり

第2部 暮らしと健康

誰もが、健康で、生き生きと暮らす健康長寿社会の実現を目指す

▶ **健康づくり対策** ➡ 多様な主体により全世代の健康づくりを推進するため、循環器疾患や糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む。

▶ **歯科保健対策** ➡ 誰一人取り残さない歯科口腔保健、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、妊娠期から子育て期、成人期、高齢期と、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに取り組む。

▶ **アレルギー疾患対策** ➡ 近年増加傾向にあるアレルギー疾患を有する者が、県内どこでも適切な医療を受けられ、環境に応じた必要な支援を受けることができるよう、医療人材の育成、患者支援に携わる関係者の資質向上等、体制を整備する。

▶ **健康危機管理体制の整備充実** ➡ 感染症、食中毒など県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康危機管理マニュアルの整備等による危機管理体制の充実・強化に取り組む、迅速・的確に対応できる体制を整備する。

埼玉県 地域保健医療計画（第8次）案 について②

令和6年1月26日医療審議会資料抜粋

第3部 医療の推進

疾病、事業ごとの医療提供体制等の整備を行う

- ▶ **がん医療** ▶▶▶ がん診療連携拠点病院等を中心とした質の高い医療提供体制の整備及び緩和ケアが適切に提供される体制を整備する。また、がん患者の就労に関する相談支援や、治療に伴う外見変化に対するケアの充実に取り組む。
- ▶ **循環器医療** ▶▶▶ 脳卒中及び心筋梗塞等の発症予防・重症化予防に向けた生活習慣の改善や早期受診の重要性の普及啓発、急性期、回復期から社会復帰に向けた切れ目のない医療提供、リハビリテーションを通じ、患者支援体制の充実に取り組む。
- ▶ **精神疾患医療** ▶▶▶ 多様な精神疾患等に適切に対応するため、個々の医療機関の役割や機能等を明確にし、連携体制を整備する。また、精神疾患の救急医療体制の充実等により、誰もが安心して自分らしい暮らしができるよう取り組む。
- ▶ **救急医療** ▶▶▶ 搬送困難事案を削減するため、救急車適正利用の促進、受入医療機関の整備促進、救急医療情報システムを活用した救急搬送の強化等に取り組む。
- ▶ **災害時医療** ▶▶▶ 災害医療コーディネート体制の整備、多職種参加の訓練の実施等により、災害時に県民が必要な医療を受けられる体制を構築する。
- ▶ **周産期医療** ▶▶▶ 母体・新生児搬送調整等によるハイリスク分娩への対応により、全ての妊産婦が分娩のリスクに応じ出産できる体制を構築する。
- ▶ **小児医療** ▶▶▶ 身近な地域で夜間・休日に初期救急医療を受けられる体制の充実、重症・重篤患者に迅速かつ適切な救命措置を行う小児救命救急センター等の体制の充実、医療的ケア児の在宅支援を担う人材の養成及び多職種連携体制の構築に取り組む。
- ▶ **感染症医療** ▶▶▶ 関係機関との協定締結により、必要な体制の迅速かつ確実な立ち上げを確保するとともに、平時から感染症対応人材を育成し、医療機関の感染対策力の向上を図る。
- ▶ **在宅医療の推進** ▶▶▶ 入退院支援、日常療養生活支援、急変時対応及び在宅での看取りについて、医療や介護の多職種連携を図り、在宅医療の提供体制を構築する。

第4部 地域医療構想

県民が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、令和7年（2025年）における医療需要を基に、本県の医療提供体制整備の方向性と地域医療構想の推進体制を示す。

第5部 医療従事者の確保等

今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者を確保する

- ▶ **医師の確保** ▶▶▶ 今後増大する多様な医療需要や地域偏在や診療科偏在を解消するため、医学生向け奨学金制度の活用等による医師確保を図るとともに、臨床研修医や専攻医の確保の取組を促進する。
- ▶ **医療従事者等の確保** ▶▶▶ 認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援等により、専門性の高い看護職員を育成・確保する。また、薬剤師の資質向上を図るとともに、薬剤師の就労状況を把握し、必要な確保策を検討する。

第6部 医療費適正化計画

県民の生活の維持・向上を図りながら医療費の適正を図る

- ▶ **住民の健康の保持の推進** ▶▶▶ 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の推進、市町村による健康増進事業の支援、保険者協議会を通じた連携体制の推進等により、県民一人一人が望ましい生活習慣を実践できるよう取り組む。
- ▶ **医療の効率的な提供の推進** ▶▶▶ 医療機能の分化・連携や、医療・介護の連携により、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、多剤・重複投薬の防止や残薬対策の推進、ジェネリック医薬品の使用推進に取り組む。

計画の進捗評価

- ▶ **42指標** を設定し、毎年度、達成状況を評価。PDCAサイクルを活用し、計画を着実に推進していく。

【新たに設定する 主な指標例】

- ・新興感染症発生時における病床の確保数
- ・看護師の特定行為研修修了者 等

埼玉県 地域保健医療計画(第8次)の施策体系 令和6年1月26日医療審議会資料抜粋

第1部 基本的な事項

第1章 基本的な考え方

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 基本理念
- 第3節 計画の位置づけ
- 第4節 計画の期間

第2章 計画の背景

- 第1節 地勢と交通
- 第2節 人口構造
- 第3節 人口動態
- 第4節 住民の受療状況
- 第5節 医療提供施設等の状況
- 第6節 医療費の概況

第3章 医療圏

- 第1節 医療圏の設定
- 第2節 事業ごとの医療圏

第4章 基準病床数

- 第1節 基準病床数

第5章 計画の推進体制と評価

- 第1節 計画の推進体制と役割
- 第2節 評価及び見直し
- 第3節 進捗状況及び評価結果の周知方法

第2部 暮らしと健康

第1章 ライフステージに応じた健康づくりとQOLの向上

- 第1節 健康づくり対策
【健康長寿計画】
- 第2節 食育の推進
【食育推進計画】
- 第3節 歯科保健対策
【歯科口腔保健推進計画】
- 第4節 親と子の保健対策
- 第5節 青少年の健康対策
- 第6節 人生の最終段階における医療
- 第7節 動物とのふれあいを通じたQOLの向上

第2章 疾病・障害への取組

- 第1節 難病対策
- 第2節 臓器移植対策
- 第3節 リハビリテーション医療
- 第4節 アレルギー疾患対策
【アレルギー疾患対策推進指針】
- 第5節 肝炎対策
【肝炎対策推進指針】

第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生

- 第1節 健康危機管理体制の整備充実
- 第2節 保健衛生施設の機能充実
- 第3節 安全で良質な水の供給
- 第4節 衛生的な生活環境の確保
- 第5節 安全な食品の提供

第3部 医療の推進

第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 がん医療
【がん対策推進計画】
- 第2節 脳卒中医療及び心筋梗塞等の心血管疾患医療
【脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画】
- 第3節 糖尿病医療
- 第4節 精神疾患医療
【自殺対策計画】
【依存症対策推進計画】

第2章 事業ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 救急医療
- 第2節 災害時医療
- 第3節 周産期医療
- 第4節 小児医療
- 第5節 感染症医療
【感染症予防計画】

第3章 在宅医療の推進

- 第1節 在宅医療の推進

第4章 医療の安全の確保

- 第1節 医療の安全の確保
- 第2節 医薬品等の安全対策
【薬物乱用対策推進計画】
- 第3節 医薬品の適正使用の推進
- 第4節 献血の推進

第4部 地域医療構想

- 第1章 地域医療構想の概要
- 第2章 本県の概況と2025年における医療需要等
- 第3章 医療提供体制整備の方向性と地域医療構想の推進体制
- 第4章 各地域の概要及び医療提供体制整備の方向性

第5部 医療従事者の確保等

- 第1章 医師の確保に関する事項
【医師確保計画】
- 第2章 医療従事者等の確保に関する事項
【薬剤師確保計画】
- 第3章 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
 - 第1節 外来医療に係る医療提供体制の確保の方針
 - 第2節 区域の設定と推進体制
 - 第3節 外来医療の提供状況
 - 第4節 外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた取組

第6部 医療費適正化計画

- 第1章 住民の健康の保持の推進
- 第2章 医療の効率的な提供の推進
- 第3章 医療費の見込み
- 第4章 国民健康保険の運営